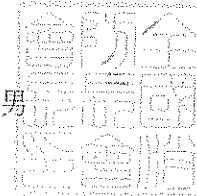




全消発第355号
平成25年2月1日

消防庁
長官 岡崎 浩巳 様

全国消防長会
会長 北村 吉男



新たな表示制度（案）等に係るアンケートの実施結果について

平成24年5月に発生した広島県福山市のホテル火災を踏まえ、貴庁が設置した「ホテル火災対策検討部会（部会長 関澤東京理科大学教授）」において取りまとめられた「ホテル火災対策検討部会中間報告」（平成24年10月）の中で、新たな表示制度（案）及び防火対象物定期点検報告制度の表示の変更（案）が示されたことから、全国消防長会としてもより良い制度となるよう、本会予防委員会においてアンケートを実施し、意見を集約したところであります。

その結果、旧適マークの復活となる新たな表示制度を評価し、その主旨に賛同している消防本部がある一方で、表示方法変更に伴う混乱、法制化の必要性、現行制度の効果検証の必要性等の懸念もあり、対象となる事業所等関係者の理解が得られるよう慎重な検討を要望する旨の意見も多く寄せられました。

今回実施したアンケート結果の概要は別添1、全個票は別添2のとおりでありますので、国における今後の検討に当たり、本アンケート結果も十分参酌していただくようお願い申し上げます。

新たな表示制度（案）に係るアンケートの実施結果（概要）

1 趣旨

平成24年5月に発生した広島県福山市のホテル火災を踏まえた「ホテル火災対策検討部会」の中間報告で、新たな表示制度（案）とそれに伴う防火対象物定期点検報告制度の表示の変更（案）がとりまとめられたことを踏まえ、全国消防長会として当該案に係るアンケートを実施した。

2 期間

平成24年12月25日（火）から平成25年1月18日（金）まで

3 実施対象

全国消防長会予防委員会に属する56消防本部（回答率100%）

4 意見の概要

新たな表示制度（案）について評価する意見もある一方、各消防本部から寄せられた主な懸念・意見は次のとおりであった。

ア 表示の課題

○旧適マークが廃止され、平成14年の消防法改正により、防火対象物定期点検報告制度が導入されて約10年が経過する中で、事業所側においても当該制度が浸透してきたところで、防火対象物定期点検報告制度を存続させつつ、新たな表示制度のマークを「旧適マーク」「防火優良認定証」と同様のデザインとすることは、利用者の混乱を招くものと考えられる。

○今後、ホテル以外の他用途においては、従来の表示（防火優良認定証等）から文字のみの表示に変更されてしまうこととなり、事業所側の理解も得られにくく、消防機関側の負担も増大するものと思われることから、表示デザインについて再考を要望する。

○防火優良認定証等の表示はホテルのみでなく他の用途においても広く活用されており、新たな表示制度はホテル等においては受け入れられるとしても、対象外となった他用途については表示するマークが無くなり理解を得られにくいことから慎重な検討が必要である。

イ 旧適マーク制度と同様制度の構築を希望

○これまでホテル・旅館従業員、宿泊客、消防三者にとって最も定着していたのは旧適マーク制度であり、これが復活すれば、それなりの効果が期待できると思われるが、現行制度もこれまで変遷をたどりながらようやく定着したこともあり、ここで再び改正すれば、更なる混乱を引き起こす可能性は大であると思われる。

○「旧適マーク」において地域の実情から、対象であった2階建てホテル等についても、自主点検報告制度の対象としていたので、新たな表示制度の対象が3階建て以上に限定されると、2階建てホテル等については表示

できるものがなくなってしまうため、地域の実情により対象とできる部分に「2階建てホテル等」を含めて欲しい。

ウ 新制度の進め方

○防火対象物定期点検報告制度の制定から10年近くの年月の中で、各消防本部の職員が当該制度を周知させ、防火優良認定証等はコンプライアンスのマークとして定着してきており、防火対象物定期点検報告制度の防火上の意義について社会的検証・総括を実施したうえ進めるべきである。

○全国一律に新たな適マーク制度を導入することについては、事務量の増加に伴う査察体制の強化や、現行の点検報告制度等との整合を図る必要があることから、新たな制度の実効性の確保について更なる検討が必要と考える。

○表示・公表制度について、混乱を生じないように全般的かつ根本的に見直す必要があり、現場の消防を含め、各方面の理解が得られるよう継続して検討する必要がある。

エ 法制化の必要性

○新たな表示制度は、法制化等をせず通知による運用としているが、通知による運用では、消防本部ごとに独自の運用が予想され、同じ「適マーク」でも安全性のレベルに差が生じる可能性がある。A市では4項にも交付するが、隣接するB市では交付しないとすると、事業者側、利用者側の双方に混乱が生じるため法令等で規定すべきである。





○「表示」という利益を取り消すことは、関係者にとって不利益な取扱いになると考えられ、行政手続法に定める意見陳述などの機会を付与する法的根拠があつてしかるべきである。

○防火対象物定期点検報告制度の表示については、消防法により紛らわしい表示等には除去を命じることができるが、新たな表示制度が通知で運用される場合、紛らわしい表示への対抗手段がないため、法令等で規定すべきである。

オ 他機関との連携強化の必要性

○(案)に示されている「現行の建築基準法令基準（構造・防火区画・階段）に適合しているか否か」の項目を、消防職員が独自で判断するためには相当の知識が必要であり、適確な判断を行うことの困難性が予想される。よって、国土交通省を始めとした関係省庁と協議し、より一層消防機関と建築部局の連携にご配慮を願いたい。

防火対象物定期点検報告制度等と新たな表示制度の整理

防火対象物定期点検報告制度	自主点検報告制度
<p>対象 特定用途防火対象物(※)で、次にいずれかに掲げるもの ①収容人員が300人以上 ②屋内の階段が1つで、地階又は3階以上に特定用途があるもの</p>	<p>対象 左記以外のホテル、旅館等(5項イ)又は5項(イ)の用途がある複合用途(16項イ)で、収容人員30人以上かつ3階以上のもの</p>
<p>有資格者による点検により基準に適合している場合、関係者自ら表示</p> <p>申請に基づき、消防機関が適合していると判断した場合、関係者自ら表示</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>表示変更</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 防火対象物定期点検済 年 月 日 </div> </div> <div style="text-align: center;">  <p>表示変更</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 防火対象物定期点検認定済 年 月 日 ● ● 消防本部 </div> </div> </div>	<p>防火管理者等が点検し基準に適合している場合、関係者自ら表示</p> <div style="text-align: center;">  <p>廃止・新制度に包含</p> </div>
新たな表示制度	
<p>対象 ホテル、旅館等(5項(イ))又はホテル、旅館等(5項(イ))の用途がある複合用途(16項イ)で、収容人員30人以上かつ3階以上のもの その他の用途は、地域実情に応じて実施可能</p>	
<p>申請に基づき、消防機関が適合していると判断した場合、消防機関が関係者に交付し自ら表示</p> <div style="text-align: center;">  </div>	

(※)劇場等(1項)・キャバレー、カラオケボックス等(2項)・飲食店等(3項)・百貨店等(4項)・ホテル、旅館等(5項(イ))・病院、社会福祉施設等(6項)・公衆浴場等(9項(イ))・地下街(16の2項)・複合用途(16項イ)